

入札監理小委員会
第423回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第423回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年8月31日（水）16:35～18:05

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○原子力防災オフサイトセンターの運営支援業務（原子力規制庁）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員、川澤専門委員

（原子力規制庁）

長官官房放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 高野課長補佐、牧内防災システム専門職、森防災専門官

長官官房参事官付 末澤会計専門職

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

○尾花主査 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第423回入札監理小委員会を開催します。

本日は、原子力防災オフサイトセンターの運営支援業務の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課、高野課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○高野課長補佐 じゃあよろしいでしょうか。それでは本件につきまして、まず事業の概要から説明させていただきたいと思います。お手元に資料があるかと思うんですけども、色刷りの参考資料というパワーポイントの資料、オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務概要というのがあるかと思います。これで説明させていただきたいと思います。

まず、オフサイトセンター、ご存じかもしれませんが、原子力発電所、実用炉等において緊急事態が発生した場合に、国、自治体等関係機関、関係者が一堂に会して情報共有を図る、それから指揮の調整を図るという施設でございまして、全国の実用炉等、加工施設等がございますので、23カ所ございます。こちらのホチキスどめしてあるもの、すいませんけれども後ろの85ページ、一番後ろのページをちょっと見ていただきたいんですけども、オフサイトセンター設備の全体概要という書類があるかと思います。こちらの別紙第7と書いてあるものでございますけれども、この資料の右半分、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）と書いてありますけれども、ここの中の、これがオフサイトセンターなんですけれども、そこの中に設置してありますいろいろな通信機器、TV会議システム、それからファクスとか通信機器、こういうものがこの中に設置されております。具体的な量は別の資料にございますけれども、こういうものがあります。これが各オフサイトセンターに設置してありまして、ちょっと左側に書いてありますが、広域系のネットワークを介して全てのオフサイトセンター、それから官邸、関係機関、そこに全部専用系のネットワークでつながるようになっております。ということが1つオフサイトセンターというものの概要ということでご理解いただければと思います。これは当然のことながら当原子力規制委員会とか官邸とかにもつながっております。というのが1つオフサイトセンターの概要として説明させていただきます。

今回の対象となっているものの業務の概要でございますけれども、これにつきましては、先ほどのこのポンチ絵、参考資料のパワーポイントの資料を見ていただければと思うんですけども、まずこのオフサイトセンターの設備のうち、業務規模というのが左の履行場所の下に書いてあるかと思います。ここにあるんですけども、オフサイトセンター1カ所分でどれだけの通信関係の機器が置いてあるかというものがここに書いてございます。この主要な通信設備等を点検とか、それから原子力災害が発生したときにこの通信設備等が常に使用できる状態にあるかどうかというのを確認し、不具合がないように維持管理するというのがこの本件の業務でございます。来年度の対象となるオフサイトセンターとい

うのは、この資料の左の一番上に履行場所と書いてありますけれども、茨城県原子力オフサイトセンター、大阪府熊取、それから神奈川県川崎・横須賀、それから大阪府の東大阪と、5カ所書いてございます。全体では23カ所あると先ほど言いましたけれども、この5カ所というのは首都圏を対象としておりまして、競争性のあるところをピックアップしているというところでございます。ご存じのとおり、原子力発電所というのは各地方に散在しておりますので、こういう維持管理をする業者等もそれほどたくさんあるわけではなくて、ほかにも条件がございますので、そうすると、首都圏のほうに県内であれば対応ができる業者が幾つか出てくるだろうということで、今回、この首都圏の5カ所を対象とするものでございます。

主な請負内容というか業務の内容は次の4点ということで、下半分の主な請負内容というところを書いてございますけれども、月例点検、それから調査・立会、不具合手続対応等、それから緊急時支援と、大きく4つございます。この月例点検につきましては、ここに書いてございますけれども、概要を言いますと、設備の動作点検、それから員数確認、消耗品等の補充、補給の実施、それから調査・立会につきましては、計画停電の対応、停電したときにはどういうふうに対応するかというもののチェックです。それから、各オフサイトセンターには一斉招集システムというのがございまして、関係者を一堂に呼び出すシステムがございます。このデータが変わっていきますので、これを年1回更新するというような作業がございます。それからもう一つ、不具合手続対応等・調査・立会、これにつきましては、不具合はそれなりに発生することがございますので、発生した設備の調査点検、それから不具合は別の会社が行いますので、その行ったものの修理後の復旧の確認、そういうものをやるということです。それから緊急時の支援ということでもう一つあります。これは別途精算でございますので、これは常にあるわけではございませんので、緊急時だけこういう対応をしていただくということで、資料に書いてあるものでございます。これは原子力災害の発生時、それから大規模地震発生時の通信設備の立ち上げ、それから、これが対象とするのがオフサイトセンター周辺における震度5弱以上、具体的に言いますと発電所から20キロ圏内等の市町村で震度5弱以上の地震発生時、そのときには設備がきちんと動くかどうかというのは、発電所の災害が発生するかしないかにはかわからず設備を点検する、そういう作業でございます。これが一応請負内容でございます。

競争性を高めるために留意した点ということで、今の資料の真ん中に吹き出しで書いてあるところです。3つ書いてございますけれども、競争性を高めるために、単年度契約のものを複数年契約、5カ年の契約に変更するとか、そういうものがございます。単年度契約よりも複数年契約にしたほうが業者さんの利益率が向上するところがございますので、そういう観点から競争性を高めるといふようなところがございます。

それから次の業務内容の一部削減というものがございまして、これは新たに契約が入っております茨城とか熊取を対象にしているのですけれども、中で作業をされている防災専門官の要請に基づく各設備の起動、各種操作支援、こういうものを業務の中から削除して

いると。それから、災害時の運営支援業務のための要員を30名程度確保してほしいというような要望があるのですが、これは研修のときなんかにも必要なんですけども、こういうものもこの業務から外しますと。それから、緊急時の参集時間を1時間から2時間へ変更するというので、かかわれる業者さんの範囲というのですか、物理的な距離ですね、そういうものを遠いところまで対応できるような、そういうものに変更していると。それからもう一つは、大きな話として、年一括払いを各月払いということで、業者によってはいろいろな懐ぐあいもあるでしょうから、そういうところを勘案して変更しているというところがございます。

それから契約状況の説明でございますけれども、これについては、もう1枚ホチキスどめしてあります参考資料、パワーポイントの2アップになっている資料の4ページのところを見ていただくと、めくった裏側の下ですね、ちょうど4ページのところになっております。これはオフサイトセンターの通信設備の維持管理業務というのは、先ほど言いました5カ所ほぼ同様のものがございますので、この茨城のところの説明をさせていただきたいと思っております。まずこれは平成19年及び平成24年の当時の、これは原子力安全基盤機構、JNESというところですね、これは5カ年契約を実施しているところがございます。これは入札としては一般競争入札ということで公募したんですけども、結果的に一者応札になってしまっているというところなんです。それから契約金額については、ここには1年ごとの金額で表記してございます。それから、平成24年度の契約金額というのは平成19年度に比べて減少しているというところがあるかと思っております。金額が1億4,500万から8,400万に下がっているというようなものがございますけれども、これは、関係自治体も設備機器がございますので、その管理も一緒にしていたんですけども、それはもう今回対象外となりましたので、管理すべき機器の数が減ったというところで、これは減少しているというところがございます。

それから続きまして茨城の実施要領の概要説明ということで、この厚いほう、ホチキスどめをしてあるほうで概要を簡単に説明させていただきたいと思っております。まず、オフサイトセンターの概要とか業務内容につきましては今ほど説明させていただきましたので、その辺は削除させていただきます。ということで、6ページの真ん中のあたりにありますけれども、業務の引き継ぎというところがございます。これは業者がかわったりした場合のところになるわけがございますけれども、現在受託している業者からの引き継ぎ及び来年度受託業者からその次の受託業者への引き継ぎの要領をここで明確に記載してございます。

それから7ページの2項のところには、業務において確保されるべき質ということで書いてございます。具体的な測定指標についてはアのところに書いてございます。本業務の質というところなんです。原子力災害が起きた場合の参集基準、それから大地震発生時の点検実施及び助勢者技術レベルの確認とか、まあそういうところですね。その中で、助勢者技術レベルの確認というのは、月例点検時に規制庁職員が立会して確認を行うということで確保しているというところがございます。それから、イ項以降には、真ん中のこの表の下

ですね、確保すべき水準について詳細に一応記載はしてございます。

それから8ページでございますけれども、上から3分の1ぐらいのところですかね、支払い方法でございますけれども、契約形態というのは、基本的には請負契約ですと。それから支払い方法は、先ほども言いましたように毎月払いとして、従来の年一括払いから改善してございます。

それから下のほう、その他の留意事項のところでございますけれども、消耗品とかにつきましては、まあ物によるかと思うのですけれども、基本的に規制庁のほうで支給して、この9ページの一番上、イ、光熱水費、これも規制庁が持つものということで、業者負担はないというふうなことにしております。

あとは10ページの(8)一番上のところの中の入札資格者でございますけれども、このところにつきましては、参加資格はAからCまでということで、ある程度幅を持たせて参加できるように配慮してございます。

それから、真ん中辺の入札にかかわるスケジュールでございますけれども、これにつきましては、入札・開札時期を2月下旬として、以降3月に申し受けを十分にできるスケジュールという形で考慮して書いてございます。

従来の実施状況でございますけれども、ちょっと飛んで申しわけございませんけれども、36ページを見ていただければと思います。費用の実績でいきますと、茨城は、平成24年度に5カ年契約を実施しまして、平成27年度に内閣府に業務移管する変更契約ということをやっておりますので、経費が減少しているというところでございます。それから実施実績の人員所要数というのはここに書いてあるとおりでございます。2項でございます。それから37ページには業務の実施頻度ということで、月例点検が業務の主体ということで、年12回程度ということになっております。

ちょっと駆け足で申しわけなかったんですけれども、全体の概要ということで説明させていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施要項(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明、どうもありがとうございます。まず1点目なんですけれども、資料A-2の6ページ目の上から3行目でして、地震発生時の設備点検(別途精算)と書いてありますが、すいません、聞き漏らしたかもしれませんけれども、別途精算というのは、何か料金表とかってあるんでしょうか。

○森防災専門官 防災専門官の森と申します。

料金表というのは特にないんですけれども、契約のときに人件費というか計算しておりますので、あと、契約のときの単価の見積もりをいただいておりますので、それをもとに実施しています。

○辻専門委員 契約時の職員1人当たりの単価が決まっていて、その後、実際何人が何時

間ぐらい稼働したかとかということを使って精算するという趣旨ですか。

○森防災専門官 はい、そうです。

○辻専門委員 なるほど、わかりました。

2点目でございます。7ページ目なんですけれども、7ページ目の真ん中のこの表の右下、別紙第6と書いてあって、助勢技術レベルに示す習熟度レベルにある人員数が、次で、規制庁が実施する月例点検において確保されていることと書かれています。そうすると、つまり、月例点検時にその面々が集まることができればオーケーという意味合いなのか、それとももっと越えて、この契約期間中は求められているメンバーが、例えばですけれども常時雇用されている必要があるとか、そこまで求めていらっしゃるのか、これはどういうイメージで書かれているのか教えていただけますか。

○森防災専門官 これについては84ページのほうに習熟度レベルというのがあるんですが、これで、毎月点検を業者にはやっていただくんですが、レベルの点検のほうの確認を規制庁のほうで実施をいたします。その確認のときにレベルを確保されていることということを求めております。

○辻専門委員 それとあと、例えばなんですけれども、この各習熟度レベルのスタッフさんについては、雇用形態は特段気になさってなくて、例えばアルバイトとか非正規の雇用であっても構わないという理解なんですか。

○森防災専門官 まず、請負契約であるということと、それから委託についての規制がありまして、その委託について事前に適合証明を出すときに出示していただくという形で質についてはある程度担保しております。ただ、業務の内容は大体取説に従ってやっていただければできる内容なんですけれども、それぞれのレベルについては確保されていることを担保したいので、この年に1回の点検のときに確認をさせていただくという趣旨です。

○辻専門委員 すると、すいません、重ねてお伺いするんですが、この職員さんたちについてはアルバイトとかでも構わないという意味合いですか。

○高野課長補佐 点検がきちんとできる人をそのときに確保できればいいという……。

○牧内防災システム専門職 まず、作業員の名簿を出してもらいますよね。

○森防災専門官 そうです。作業員の名簿につきましては、事前に年間の計画表に従いまして事前に出していただいて、その中で技術レベルが確保できていれば結構ですということです。

○辻専門委員 その作業員に関しては雇用形態についてはまでは聞かないと。正社員なのか正社員以外なのかという部分までは気になさらないという理解で合っていますか。

○森防災専門官 年間の作業計画を出していただくのと、それからどの会社に委託するのかというのは、全て適合証明を出すときに既に出していただきますので、基本的にはそこに載っている人員……。

○牧内防災システム専門職 いや、基本的にアルバイトとかじゃなくて、実際に請負会社が請負の関連というか、ちゃんと所属まで含めて名簿に出してもらうので、アルバイトと

かそういう人員は入っていません。

○辻専門委員 わかりました。

あともう1点。先ほど来、この競争性確保するために、年一括払いを毎月払いへ変更なさったと承っていますけれども、それを前提になんですが、14ページ目でございます。14ページ目の下から3行目、権利の譲渡という部分なんですけれども、すいません、このあたり、僕ちゃんと読み込めていないんですが、これはざっと見た限りでは、債権譲渡をする場合に、このただし書きに当たる場合であれば債権譲渡できるというふうに読めます。で、従前の1年払いだと、多分受託業者さんも困っちゃうので、現金化できるように債権譲渡したいという気持ちはわかるんですが、今回この毎月払いにしたということから考えますと、債権譲渡できるというこのただし書きは要らないんじゃないかなとも思ったんですが、このあたり、どういう政策的判断があってこのただし書きを入れて、この場合にはもう原子力規制庁は無制限に債権譲渡を認めると読めてしまうんですけれども、そのようただし書きを入れたご趣旨というのはどんなものがあったんでしょうか。

○末澤会計専門職 契約書の規制庁のひな形が決まっております、その文言をそのまま記載したというだけなんですけれども、特に狙いとかというのはないですね。

○辻専門委員 できれば規制庁さん側では債権譲渡を認めるか認めないかはカードがあったほうがいいのかなとも個人的には思うんですけれども、このあたり、ちょっと議論していただければと思いますので。

○高野課長補佐 はい。

○辻専門委員 僕からは以上です。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。教えていただきたいんですが、先ほどおっしゃっていた36ページの実施に要した人員のところ、平成28年度ですと月平均14人日、これは、何度も見返しているんですけれども、こちらの基本的な業務は、緊急時は別途払いなので、この金額の外だと思うんですけれども、この契約金額のうちに入っている業務としては、この月に1回の月例点検と、それ以外は、不具合等というのは不具合が発生しなければ常時は起こらないものと考えてよろしいんですよね。

○森防災専門官 はい。不具合につきましては、ほかのオフサイトも含めて大体年6回程度は起きておりますので、平均するとですね。

○生島専門委員 年6回。計画停電は年何回なんでしょうか。

○森防災専門官 計画停電は、契約上、今は年1回ということですよ。

○生島専門委員 年1回、なるほど。そうですね。で、月例点検というのは月に1回、1日で終了するんでしょうか。

○森防災専門官 1回大体2日かけて実施するようになっています。

○生島専門委員 そうですか、なるほど。わりとぱっと見ると、実際の稼働時間、人員とかは、そんなに多くないのかなというふうに見えるんですけれども、ちょっと単純に計算をどういうふうにしていいのかわからないんですけれども、結構月に1回だとして、

それが2日だとして14人だとしても、1日1人当たりの、すごく単純計算ですけども5万円ぐらいとかになるんだなんて思いながらちょっと見ていたんですけども、販管費とかも入っているんで、もう少し減るかもしれないんですけども、そのあたりの作業時間に対する単価というのは何か積算の根拠とかというのはあるんでしょうか。

○森防災専門官 積算につきましては、作業単価は工賃の積算単価表がありますので、それをもとに価格等はつくっているんですけども、あとは入札になってしまいますけれども。

○生島専門委員 その積算根拠になっている単価表というのは、規制庁で大体同じような類似の業務を委託する場合は大体統一の金額になっているということですか。

○末澤会計専門職 そうですね、統一の金額です。

○高野課長補佐 公になっている積算資料という冊子があるかと思うんですけども、あれは毎月出ているんですかね。

○牧内防災システム専門職 毎月です。

○高野課長補佐 あれをもとに見積もりというかその費用は一応算定しております。

○生島専門委員 なるほど。ちょっとしっかり計算していないですけども、ぱっと見た感じ、稼働時間に対してわりと契約金額が大きいのかなというふうに見えたんですけども、特にそういうきちっと積算にのっかってやっているからそんなに問題はないということですか。

○高野課長補佐 一応、作業の内容と、公表されている積算資料の単価表というのがありますので、それと比べてそれは見積もっております。だからそれはそんなにべらぼうに違うものではないと思います。

○生島専門委員 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 はい。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。まず、業務を受託される方に求めるスキルのレベル感を教えていただきたいんですけども、添付資料1の設備点検仕様書、51ページの部分と、あと84ページの別紙6の技術レベルというのを拝見していたんですが、いわゆるITスキルが高い方を求めているというよりは、パソコンというかシステムを稼働ができて、どこに何のボタンがあるとか、そういうことをわかる方であれば、もうこの業務を受けられるという理解でよろしいんでしょうか。

○森防災専門官 はい、そんなに高いレベルを求めているわけではなくて、取扱説明書がありますので、それに基づいて単純なところではオン・オフができる、そういったところがこなせれば請け負えると思います。

○川澤専門委員 そうしますと、過年度の契約状況を拝見しますと、システム会社さんとかが入られているんですけども、そうではなくて、逆に例えば人材派遣の会社さんですか、そういう会社さんでも受けられる業務であるということなんですか。

○森防災専門官 レベル的には高いものを求めていますので、そういった意味では、こ

の内容ができるのであれば、特に業種といいますか、それは指定はされておられません。

○川澤専門委員 わかりました。その前提でお伺いをしたいんですが、実施要項の10ページを拝見しまして、必要な入札参加資格の部分のイトウに、設備不具合発生時に、連絡後2時間以内にオフサイトセンターへ参集できる場所に勤務場所があることというのと、あとウのところ、障害がない限り2時間以内に参集できるというところがあります。特にウの部分なんですけれども、ほんとうに緊急事態が発生した場合に、交通機関に障害が起こることは大いに考えられると思うんですが、その場合に誰がこのシステムの稼働、立ち上げに参集する体制になっているのか。そもそも原子力規制庁さんのほうでやられるから受託業者さんにはそこまで求めていないという整理なのか、そのあたりというのはいかがなんでしょうか。つまり、今お伺いしたあまりスキルを求めていないということを考えますと、スキルを求めていないがゆえに、じゃあ緊急時には必ず来てくださいと。交通機関の障害があった場合でも、例えば近くに住んでいる方とか、そういうところも含めて、もうとにかく来られる方に来てもらうというような体制を求めるということは考えられると思うんですけれども、そのあたりのお考えというのはいかがなんでしょうか。

○森防災専門官 まず、交通機関の支障がない限りというのは、まあ震災とかありますので、それを押して駆けつけるというところはちょっと不可能だろうということで入れさせていただきました。基本的には2時間以内に点検ができるようにしていただきたいということで書いてあるんですけれども、そのため、最低5名ということであります。スキルレベルとしては、だから8名以上のレベルを求めている部分もありますので、5人しかいなければいいという話ではないということです。

○牧内防災システム専門職 確かに、入札するときはスキルはそんなに求めていないんですけれども、最終的に、先ほど申し上げたように、先ほど説明した表でオフサイトセンターに必要なスキルレベルを何人必要だというのをちゃんと確認していますので、その人間が緊急時には来てほしいということを求めています。

○川澤専門委員 もちろん、緊急時に来てほしいというのはわかるんですけれども。

○牧内防災システム専門職 それで、緊急時には規制庁の職員はオフサイトセンター1名はいるんですけれども、1名だけでは膨大な量の立ち上げが難しいので、この支援会社が来て手伝うというふうになっています。

○川澤専門委員 もしそうであるのであれば、交通機関の障害があったとしても、5人ともまではいなくても、もう少し少ない人数、例えば1人でも2人でも確実に来てもらうというようなことを仕様に盛り込むことも考えられると思うのですが、その実際に緊急時になったときに1人の可能性もあるわけですね、原子力規制庁1人の場合もある。それでいいのかどうか、そういうご判断をされているのかどうかというのはいかがなんでしょう。

○高野課長補佐 この前の福島の場合もありますけれども、東日本大震災のときもいろいろありましたけれども、実際に作業とかそういうものをやると、最低まずは1人いれば何とかできるだろうというのがあります。それは、ここにも書いてありますけれども、TV

会議システムとかが立ち上がれば、もうそれで中央からも指示ができますし、その間に防災専門官、そこにいる人は1人ですけれども、ほかの人も駆けつけてきますので、この業者の方は2時間以内ということではありますけれども、その間に、結構2時間って早いんですね、実は。ですからその間に駆けつけていただければ、5名ぐらい駆けつけてくれれば、もうかなり我々のほうとしては助かるということで5名ということをやっております。確かに多ければ多いほどいいです。

○川澤専門委員 ただ、実際、障害がない限りなので、駆けつけない可能性が高いのではないかなということ懸念するんですけれども。

○高野課長補佐 ですから、そこはこの縛りをかけているだけでございまして、ほんとうだったらもっと何人もと多い人数で以前は書いていたんですけれども、それはそういう意味では競争性を高めるといふか、いろいろな業者が入れるようにということで、一応最低限我々が確保できるであろうという5名という形を入れているというところです。

○川澤専門委員 その部分が結構ネックになって参加されない事業者さんというのはいらっしまったんでしょうか。

○高野課長補佐 おります。例えばこれは1時間にすると、もうほとんど業者はいなくなります。ですから、それで2時間にしたことによって物理的に広がりますので、それでまず対応できる業者というのがあります。

それから、5名とありますけれども、これを30名にすると、またほとんどいなくなってしまふというところがあります。

○川澤専門委員 今の部分で、設備不具合発生時に通常勤務場所があることというのがあるんですけれども、またこれもちょっとウと違うと思いましたが、その勤務場所、事業所があるかないかというのと、人がそこにいるかないか、社員がいるかないかというのはまた別のことだと思んですが、このイをあえて通常勤務場所があることというふうにされている理由というのはどうなんでしょうか。つまり、参集できるということではなくて、勤務場所があることというふうにされている理由です。

○高野課長補佐 これはある意味、書き方があれですけれども、参集できる場所という意味です。

○川澤専門委員 参集できる者がいればいいということですか。

○高野課長補佐 そうです。

○川澤専門委員 事業所がなくてもいいと。

○高野課長補佐 いや、住んでいけばいいという話とはちょっと違うと思うんですね。

○川澤専門委員 何となく参集できるということであれば住んでいけばいいと思ひまして、その場合のほうに参加者が増えるのか、減るのかというのがありますけれども。

○高野課長補佐 おっしゃる意味はわかります。一応我々のほうとしては、業者の作業場所ということで考えていたので。

○川澤専門委員 ええ。

○高野課長補佐 ですから、おっしゃるようなことも考えられますねというところはありませんけれども。

○川澤専門委員 ええ。もし実際事務所が近くになくてもいいということであれば、その書きぶりをウとあわせて参集できることというふうにすることもご検討いただければと思ひまして、その場合、その26ページの適合証明書のところの2の事務所の所在地というものも、多分不要になってくると思ひますので。あと、事務所のほうで何か作業があるのであれば、事務所を近隣に設置していることを求めることはわかるんですけれども、そうでなければ。

○高野課長補佐 ちょっとこれ、すいません、持ち帰り検討させてください。おっしゃる意味は理解します。

○川澤専門委員 はい。16ページのサの委託又は下請負の取扱いの(ア)の部分なんですけど、全部もしくは大部分を一括して第三者に委任または請け負わせてはならないのただし書きのところ、承認を得た場合はこの限りではないというふうになっているんですけど、承認を得た場合に、ある意味一括委任また一括下請をし得る条文が入っているんですけど、それをあえて入れられている理由というのはあるんでしょうか。

○末澤会計専門職 こちらも最近情報漏えい等のトラブルがありまして、ちょっと契約の条件の縛りをきつくしたというのもあるとあって、ひな形が変わりまして、そのまま書かせてもらっているだけなんですけれども、先ほどのところと同じとおり、ちょっと検討させてもらいたいと思ひます。

○川澤専門委員 そうですね。全部委託はだめというケースが多いので、ただし書きは要らないのではないかとと思ひます。

○辻専門委員 すいません、今のところに関連してよろしいですか。この全部もしくは大部分を一括してという書きぶりなんですけれども、全部または一部をとというのはよく見るんですけれども、大部分をとというのはあまり見ないなと思ひまして、そうすると、これは一部だったらいいのかというの生まれると思ひます。そうすると、一部だったら第三者委託、再委託オーケーとなると、先ほどご懸念なさっている情報漏えいとかの問題も生じるのかなと思ひますので、このあたり、果たして再委託をどこまで許すのかという部分をさかのぼって議論していただければと思ひました。

以上です。

○高野課長補佐 はい。

○川澤専門委員 ウのところ、多分一部については適合証明書で事項を示すというふうになっているので、その一部と大部分ということの違いとか、どの程度までを大部分とするのかというあたりを明確にさせていただいたほうがいいのかなと思ひました。

○浅羽副主査 よろしいですか。予定価格について教えていただきたいんですけど、予定価格は、先ほどの積算でやっているのか、それとも見積もりをもとにしてやっているのか、そのあたりのところはどのようなふうなやり方をしているのでしょうか。

- 森防災専門官 まず予定価格については、平成24年のときのということで。
- 浅羽副主査 どの時点でもいいですけども、もとの契約についてもです。
- 森防災専門官 今回については、まず予定価格は積算で算定したものと、それから見積もりをもらって比較したものと、両方を比較して……。
- 浅羽副主査 低いほうで。
- 森防災専門官 まあ低いほうで。
- 浅羽副主査 過去もそうだったんですか。
- 牧内防災システム専門職 過去はどうだったかな。
- 浅羽副主査 いただいた資料ですと、予定価格超過の社が結構多いので、予定価格……。
- 牧内防災システム専門職 過去は見積もりじゃなくて積算です。
- 浅羽副主査 積算でやっていたんですか。
- 牧内防災システム専門職 積算でやっていて、そうです。
- 浅羽副主査 積算でやっても結構予定価格を超過している企業が多いというのは、積算自体がなかなか厳しいものだったという理解でよろしいでしょうか。
- 牧内防災システム専門職 そういうことです。
- 浅羽副主査 で、今回それに見積もりのものを入れるという意図はどういうところにあるんでしょうか。
- 牧内防災システム専門職 もともと最初の24年度は独立行政法人の……。
- 浅羽副主査 J N E S。
- 牧内防災システム専門職 J N E S でやっていたので、そのときは見積もりを取るといふよりは積算でやっていたというのが現状で、今、規制庁になってからは積算もして、見積もりも取って比較してやるというふうになっているということです。
- 末澤会計専門職 見積もりは参考にできるところは参考にしているところで見積もりを取っているだけで、基本的には自社の積算をしっかりと組み立てて積算を立てています。
- 浅羽副主査 あと、説明会なんですけれども、結構説明会は地域によって来ている数が大分ばらつきがあるんですけれども、少ないところに関して、この説明会の参加を増やす何か方策などはやられているんでしょうか。
- 森防災専門官 説明会については、関連業者さんのところに声はかけているんですけども、声をかけているのと、あとインターネット上に公表して呼びかけはしているんですけども、なかなか集まっただけないところがありまして。
- 高野課長補佐 まず、先ほど言いましたように2時間以内というのは結構きついハードルではありますが、はっきり言って。それが前は1時間だったのでもっときつかったんですけども、おそらくそれが一番のハードルじゃないかなと思います。
- 浅羽副主査 ただ、先ほど最初におっしゃったように、全23カ所の中でこの5カ所は多分そういう意味では集まりやすい……。
- 高野課長補佐 やすいほうです。

○浅羽副主査 だろうと私も、ほかのところを頭に浮かべてもかなり厳しいというのがわかるので。そうした中で、その23のうちの5つぐらいはやっぱりいっぱい集まってほしいなというのがこちらとしても。

○高野課長補佐 我々もそう思っていたんですけれども、やっぱりこういう縛りが結構きついところみたいで、ちょっとそこまで。

○浅羽副主査 ちなみに、どういうところにお声がけをされているんでしょうか。

○高野課長補佐 過去、受けているところは当然ですけれども。

○浅羽副主査 ああ、もちろん。

○高野課長補佐 それと、ここで言えば別のオフサイトセンターを対象としているような業者とか、そういうところぐらいですかね。あとは……。

○浅羽副主査 おそらく、先ほどの話を伺っていても、業種で縛るというよりは、何か地域で絞って、それなりの規模のあるこういった請け負いをやれそうなところというようなイメージかなと思ったんですけれども、規制庁さんの仕事だと、どちらかという業種で絞っていくことが特質上多いとは思いますが、これは大分違うんだろなという認識があるんですけれども、何かそこら辺のところ、工夫されている例はどこか地域でないんでしょうかね。そうすると、それを参考にしてやれるんだろなと思うんですが。

○森防災専門官 例えば川崎とか東大阪の場合は、前は一者入札ばかりだったんですが、近年、27年、28年は2社ないし4社来ているところもあります。ここはやはりそれぞれ過去の受注者ですとか、そういったところに声をかけさせていただいて、現時点、単年度契約のほうは徐々に増えてきているのが現状だと思います。これは茨城と熊取につきましては平成24年度契約なので、これからまた自体は少しずつよくなってはいるとは思いますが、そういうところで努力はしてきてはおります。

○浅羽副主査 ちなみに言うと、緊急地震なんですけれども、過去これはどれぐらい回数としてはあったんでしょうか。その別途精算したケースです。仕様書などで拝見すると、ちょっと私では見つからなかったの。

○牧内防災システム専門職 福島を除いてですね。

○浅羽副主査 はい。

○牧内防災システム専門職 基本的に地震が5弱以上なので、それで年1回あるかないかですね。そんなに23カ所あって地震でやったのが1回か2回ですね。そんなものです、精算したのは。ですからあまりないです。

○浅羽副主査 だろうと私も、5弱だと、それ以外のものはどうなるかわからないのですが、おそらく震度5弱ということだとそれぐらいだろうなと思ったんですけれども、何か実績か何かを紹介することはできないんでしょうかね。それは来年度以降のものを保証するもので当然ないんですが、自然現象ですから、過去の契約で、この茨城だったら茨城で何年間で1回だけとか、そういうようなことは明示するとかえってマイナスになるんでしょうかね。

○森防災専門官 検討させていただきます。

○牧内防災システム専門職 別途精算なので、特にあれですけれども、過去何回あったかというのは調べることはできますけれども。

○高野課長補佐 別に、書くことによって何かというのは全然ないですから、それははい。それで、例えば、あ、こんなに少ないんだったらいいかというふうに思われるのかどうかというところがあるかと思しますので、まあその辺は検討させてください。

○浅羽副主査 はい。

○生島専門委員 ちょっとすいません、先ほどの積算かどうかとかというところについて、やっぱり後で構わないんですけども、どういうふうな積算の出し方になっているのか、後で教えていただきたいなと思ひまして、こちらにある数字でほんとうに単純に割ると、175人日でこの人件費を割ると、1人日7万2,935円で、もし8時間だとしたら1時間9,116円とかなんだなと何となくざっくりですけども見ていまして、それが平均的なのであれば、ちょっと私はこの業務はあまり知らないのですが、そんなに高くないのかなとも思うんですが、先ほどからお話がありましたように、そこまで高度な技術ではなくて、例えばそういうシステムの派遣会社さんであってもご対応できるのであれば、もしかして今お声がけをしている業者さんというのは、非常にちょっとある意味オーバースペックというか、高度な技術者の方だから、すごくもしかしたら積算も高いものになってしまっているかもしれない、そうしたシステム周りでももう少しシンプルなものであれば、そういう人材派遣の会社さんとかも対象にしていけば、そもそも単価自体ももう少し抑えることもできるのかなと。なかなかハイスペックな方の単価なのかなと素人目には思ってしまったので、積算についてまた改めてご教示いただきたいです。

○牧内防災システム専門職 すいません、この業務は29年度からこの業務をするということなので、この過去のやつは業務を削減する前の、要するに今回競争を高めるために業務をいろいろ削減する前の額なので、この業務は29年度からこういうふうに簡素化しますということなので。

○生島専門委員 36ページの平成28年度の従来の実施に要した費用が1で、従来の実施に要した要員で28年度で見たんですけども。

○牧内防災システム専門職 ええ、この28年度は、この業務プラス削減する、ですから、29年度削減した結果こうなるので、削減する前のプラスアルファの業務が入っているのが28年度。

○生島専門委員 じゃあ27年度でもほとんど数字が同じなので、どちらでも構わないんですか。

○牧内防災システム専門職 ええ、ですから29年度は額が下がると思ひます。今回、業務量を削減するので。

○末澤会計専門職 延べ人員が若干、人数があれなんですね。もっと多いんじゃないですか、これ。

○牧内防災システム専門職 だから29年度はこの延べ人員が、ですから、書いてありますけれども、従来はこれだけ要していますけれども、減るとは思います。あ、これの。

○末澤会計専門職 そう、これが。

○牧内防災システム専門職 これを割った。あ、すいません、そういう意味ですか。

○生島専門委員 ごめんなさい、単純に割ってそれから。ほんとうにだから単純……。

○牧内防災システム専門職 あ、これですか、そういうことですか、すいません、申しわけない。

○生島専門委員 うん、ごめんなさい、単純計算なんですけれども、もしかしたらもっとシンプルな業務の業者さんがご対応されたら、そもそもシステム周りの業者さんの時間単価も違ってくるのかなと思ったんですね。すごくハイスペックな、関電工さんじゃなくてもいいんじゃないのという、単純に言えばですね、もう少しこう。そうすると、一般人からするとそんなに低い単価に見えなかったの、それについてちょっと、後日で構いませんので、ご教示いただければなと思いました。

以上でございます。

○川澤専門委員 すいません、今の36ページの情報の開示の部分なんですけれども、28年度は、今回発注される業務に含まれないものも入っている金額だということだったんですが、そうであれば、注記事項にその旨を書いたほうがよろしいのではないかなと思いました。つまり、おそらく情報の開示をごらんになった事業者さんはこの数字をベースに考えてしまうと思いますので、少なくとも対象業務が異なるとか、そのあたりは、まあどういものが異なるということも書いたほうが丁寧かと思えますけれども、注記が必要かなと思いました。

○高野課長補佐 わかりました。

○尾花主査 では、ご説明ありがとうございます。6ページの別途精算のところ、何度か皆様が質問をしたんですが、別途精算をどの数値に基づいてするということは、この仕様書のどこかに書いてありますか。

○森防災専門官 今言われたのは、精算の根拠の数字ということですか。

○尾花主査 はい。

○森防災専門官 これについては明記はしていません。

○尾花主査 この事業は、平時には比較的簡単に業務が遂行できるけれども、緊急時こそ重要性が高まり、かつ履行が難しい業務ではないかと理解いたしました。それに基づき各委員が、緊急時にどのような体制を整備されているのかとか、そういうことを聞いたと思うんですが、その際に、緊急時こそ人を集めて、業務を履行させるのは難しいかと思うので、この別途精算金というのがどういう算定根拠なのかとか、どのような発想で見積もりをしていいのかというようなことは、事業者さんにとっては重要な情報ではないかと思うので、もしその点明らかにできるようであれば、記載されたほうがいいのではないかと思います。それが1点です。

7ページ(2)の確保されるべき質、アの本業務の質の測定指標なんですが、3項目ございまして、2項目が緊急事態や地震発生時の測定指標で、平時については別紙6の人員数が確保されていることというので策定されるということなんですが、それだけで十分でしょうかというところをちょっと疑問に思いました。というのは、もしかしたら測定指標としては、維持管理が適正にできていることを何かほかの手法で指標とできるのではないかなというふうに思った次第です。この辺についてはどう考えておられるのかということ

です。
それから10ページの入札参加資格、各委員から質問があつて、ご検討いただくということだったのですが、その際に、第三者で初めて見ると読みにくいのは、例えばイの主語なんですけれども、事業者が通常勤務場所があることというふうに読めるんですが、この通常勤務場所が、ご説明にあった事業所があるのか、それとも参集する支援要員の通常勤務場所があるのか、どう読んだらいいんだろうかというところが第三者的には読みにくいなというのがあるので、ご検討される際に、そこもちょっとご説明をしていただけると助かります。

先ほど来委員から質問があつたのは、緊急時こそどんな人が来てくださるのかということが重要な業務のときに、その方が派遣業者さんでいいのか、正規社員でいいのかみたいなこともご懸念になっていたのは、まさにその緊急時こそ重要かつ履行が困難になる業務ということでご懸念になったのかと思うので、その観点からの意見だったということをごちょっと補足説明をさせていただければと思います。

それから、36ページのところなんですが、一般管理費(10%)というふうに入れられていて、これは今後新しい業者が見積もりを入れる際にこれを入れていいという趣旨で記載されたのか、単なる目安なのかはどうなんでしょうか。

○末澤会計専門職 これって様式がこうなっているんでしたっけ。

○森防災専門官 ほとんどの企業につきましては人件費です。これの一般管理費というのは過去こうでしたという例です。

○尾花主査 はい、わかりました。ありがとうございます。

それから、44ページのオフサイトセンターの機器の説明なんですが、業者さんからすると、この機器の名称さえ見ればどういう点検が必要かというのがわかるという理解で大丈夫でしょうか。見積もられる方にとっては重要な情報で、例えば配線図とかは要らない業務という理解でいいでしょうか。別段ここに開示してくださいというわけではないですが、整備・調整対象機器としてこれがあれば大丈夫ということでもいいでしょうか。例えばこの会議用機とかここあたりは要らないと思うんですが、このシステムに関する開示についてはこれで大丈夫かどうかは、別に大丈夫であれば構いません。業者さんにとって業務の内容を把握するのにこれで大丈夫であるかどうかはご検討ください。大丈夫なら結構でございます。これさえあれば大丈夫であればいいです。

○牧内防災システム専門職 取扱説明書とかそういったものは、配線図とかは、そのオフ

サイトセンターに常備されていますので、それは自由に見られるようにはなっています。

○尾花主査 それはどのタイミングで見られるんですか。

○牧内防災システム専門職 それはですから、もし同じ業者であればわかっているんですけども、引き継ぎされるのであれば、どこに置いてあってここを見ればわかりますというのを引き継がれると思うので。

○尾花主査 入札時点ではどうでしょう。

○牧内防災システム専門職 入札時点では、やっぱり取扱説明とか配線図まではわかっていないと。

○尾花主査 はい、簡単な業務で、この機器の番号開示だけで業務が見積もれるというのであれば結構でございます。

○牧内防災システム専門職 はい。後ろのこの仕様書の中でそれは読み取れると思います。

○尾花主査 大丈夫ですか。わかりました。

それから、仕様書46ページなんですが、ほかの委員もあったと思うんですが、月例点検月1回とか年1回の1回が何日に及ぶかとかいうのは事前に開示はできず、この従来の実施状況に関する情報の開示のみで判断していただくということでしょうか。

○森防災専門官 月例点検の点検項目は点検表に全部出ておりますので、これは一応請負契約ですので、基準として2日間ぐらい従来かかっておりましたということ。

○尾花主査 はい、承知しました。わかりました。

ありがとうございます。では最後なんですけど、これ、たくさん改善点で工夫していただいたので、さらなる入札が見込めるといいと思うんですが、本件、公サ法の場合は総合評価落札方式が多いんですが、これは最低価格落札方式としたのは、その理由としては、単純な作業で、そういった調達方法しか財務省が認めてくれなかったかということですか。それとも、ほかの何か理由がございますか。

○森防災専門官 業務的には総合評価となりますと、ほかに例えば努力項目が、要するに業者が改善する余地がたくさんあるものは総合評価で質を評価できるんですけども、この業務につきましては、点検業務が主体ですので、業者がかわっても内容によってレベルの差があまり出にくい業務ですので、これで最低落札方式という形で選ばせていただきました。

○尾花主査 はい、わかりました。

○辻専門委員 今の部分で。あくまでジャストアイデアとして聞いていただきたいんですけども、多分この業務って、技術面に関しては普通の方であれば誰でも履行できると。多分この業務のポイントは、有事があった場合になるだけ来てくれる、無理を押しでも来てくれる方が欲しいという点が多分ポイントだと思います。つまりこれって、どっちかというと責任感が強かったりとか忠誠心が高かったりとかだと思います。ただ、多分責任感の強さ、忠誠心の高さというのは客観的な指標でははかりにくいと思うんですけども、ただ、例えばなんですけれども、原子力施設ということで、多分地元の人間からするとす

ごく関心が高いですね。家族が住んでいる、仲間が住んでいる、その場合、人によってはお金少なくても構わないから僕に手伝わせてくださいという人もいるかもしれません。例えばですけれども、町内会とか、あと元自治体職員でそこにみんな住んでいるとか、孫が住んでいるとか、何でも構いません。ですので、例えばなんですけれども、雇うスタッフの人間として、そういう地元愛が強い方が多い場合には総合評価でプラス評価するというのもアイデアとしてあるかなと思いましたので、今後の将来的な、おそらく規制庁さんはそういう忠誠心が高い方をどうしても集めたいというシーンがあるかもしれませんので、そういう場合に、今申し上げたような地場に根差した方を多く雇用している場合にはプラス評価するとかというアイデアをどこかで応用していただければと思いました。

以上です。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、原子力防災オフサイトセンターの運営支援業務の実施要項（案）に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、原子力規制庁におきまして引き続きご検討をいただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後、意見募集を行うようお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（原子力規制庁退室）

— 了 —